

一 言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの

(1) そもそも要求に理由がない又は行政サービス等と全く関係のない要求	性的な要求や、職員のプライバシーに関わる要求をすること。
(2) 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求	法令に違反するおそれのある事務の処理を行うことを要求すること。

二 手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの

(1) 身体的な攻撃(暴行、傷害等)	ア 殴る、蹴る、叩く等の暴行を行うこと。 イ 物を投げつけること。 ウ わざとぶつかること。 エ つばを吐きかけること。
(2) 精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等)	ア 庁舎の物を壊すことをほのめかす発言やSNS等のインターネット上へ悪評を投稿することをほのめかす発言によって職員を脅すこと。 イ SNS等のインターネット上へ職員のプライバシーに係る情報の投稿等をする事。 ウ 職員の人格を否定するような言動(職員の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を含む。)を行うこと。 エ 土下座を強要すること。 オ 盗撮や無断での撮影をすること。 カ 職員の性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な個人情報について、当該職員の了解を得ずに他の者に暴露すること又は当該職員が開示することを強要する若しくは禁止すること。
(3) 威圧的な言動	ア 大きな声をあげて職員や周囲を威圧すること。 イ 反社会的な言動を行うこと。
(4) 継続的、執拗な言動	ア 同様の質問を執拗に繰り返すこと。 イ 当初の話からのすり替え、揚げ足取り、執拗な責め立てをすること。 ウ 同様の電子メール等を執拗に繰り返し送り付けること。
(5) 拘束的な言動(不退去、居座り、監禁)	長時間にわたる居座りや電話で職員を拘束すること。